

湯前町新築住宅取得補助金のご案内

湯前町では、転入者の増加、転出者の抑制による定住人口の増加及び地域経済の活性化を図ることを目的に、町内において住宅を新築または、新築住宅を購入される方を支援します。

補助金額

基本額：40万円

加算額

加算項目	要件	加算額
年齢加算	令和5年4月1日において、45歳以下であり、住宅の所有権を2分の1以上有する場合	40万円
町内建設業者加算	町内建設業者が建設又は販売した場合	20万円
地域産材活用加算	湯前町及び水上村内の製材所等で製材された木材を使い球磨プレカット株式会社から調達した構造材を用いて建築した場合	10万円
子ども加算	令和5年4月1日において、18歳未満の子供が同居する場合	子供1人につき：5万円 (上限10万円)

合算額

基本額と加算額を合算した金額が**補助金額(最大120万円)**となります。

対象者

次の全ての要件を満たす方が補助対象者となります。

- ・対象となる住宅に居住開始の日から10年以上定住しようとする意志がある方。
- ・申請者及び全ての居住者が町税等を滞納していない方。

※申請時に湯前町に住所がない場合は、申請時に住所のある市町村において滞納していない方

- ・暴力団員等でない方

※申請者が居住せず、2親等以内の親族が居住するための注文住宅を新築する場合は、申請者及び所有者が同一で新築住宅に居住する方が、要件をすべて満たす場合は補助対象者となります。

対象住宅

次の全ての要件を満たす方が補助対象者となります。

- ・建築基準関係規定及びその他関係法令等に準拠する住宅。
- ・建築基準法に規定する確認済証の交付を受け、検査済証の交付を受ける住宅。ただし建築基準法により指定される区域外に新築する住宅は除く。
- ・国、県及び町による他の補助金の交付を受けていないこと。

募集期間

★令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

- ・申請書は、企画観光課から受け取るか、町のホームページからもダウンロードできます。

※募集期間内であっても**予算がなくなり次第終了**となります。

申請から交付までの流れ

申請者

補助金交付申請書提出

添付書類

- 申請者及び同一世帯員の住民票
- 申請者及び同一世帯員の納税証明書
(未納がない証明書)
- 工事請負契約書(注文住宅の場合)
- 補助対象住宅の位置図
- 住宅の設計図
(平面図・立面図・伏せ図)
- 金額がわかる書類(見積書)
- 建築確認済証または工事届の写し
- その他町長が必要と認める書類

交付決定通知受け取り

工事着工

工事完了

新築住宅の表示登記・保存登記

新築住宅へ入居(住民登録)

補助金実績報告書提出

添付書類

- 住宅売買契約書(建売住宅の場合)
- 領収書の写し
- 申請者及び同一世帯員の住民票
- 補助対象住宅の登記事項証明書
- 建築検査済証の写し
(建築基準法により指定される区域内)
- 構造材の金額や使用量がわかる請求書の写し
(地域産材活用加算を受ける場合のみ)
- その他町長が必要と認める書類

交付額確定通知の受け取り

補助金請求書提出

補助金の受け取り

湯前町役場

交付申請書類受付

申請窓口: 湯前町役場
企画観光課
地域振興係

審査

交付決定の可否認決定・交付決定通知

補助金実績報告書受付

審査・検査

交付額の確定

補助金請求書受領

補助金の交付

湯前町 企画観光課 地域振興係

〒868-0621 熊本県球磨郡湯前町1989番地1
電話番号: 0966-43-4129 FAX: 0966-43-3013
メール: kikakushinkou@town.yunomae.lg.jp
ホームページ: <https://www.town.yunomae.lg.jp/>